

令和6年度 3年生 部活特進/キャリア 授業料等生徒納付金明細表

(単位:円)

納入月	振替日	授業料(※)			諸 費				合計(※)
		授業料	施設設備費	冷暖房費	生徒会費	PTA会費	校外教育費	同窓会入会金・終身会費	
4月分	4月22日(月)	39,000	600	400	700	600	6,000	2,000	49,300
5月分	5月10日(金)	39,000	600	400	700	600	6,000	2,000	49,300
6月分	6月10日(月)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
7月分	7月10日(水)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
8月分	8月13日(火)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
9月分	9月10日(火)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
10月分	10月10日(木)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
11月分	11月11日(月)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
12月分	12月10日(火)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
1月分	1月10日(金)	39,000	600	400	700	600	2,000	2,000	45,300
2・3月分	2月10日(月)	78,000	1,200	800	1,400	1,200	—	2,000	84,600
合計		468,000	7,200	4,800	8,400	7,200	28,000	22,000	545,600

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落とし**をさせていただきます。
上記の表は、就学支援金の軽減がない額です。授業料の保護者負担額は高等学校就学支援金・授業料軽減補助金・広陵高等学校育英資金支給制度により異なります。
- 今年度初回の引落日は4月22日(月)です。**2・3月分は合算して2月10日(月)**に引落します。
口座から引落しできなかった場合は、期日までにゆうちょ銀行への振込(この場合、振込手数料の負担が生じます)または現金持参にて納入していただくこととなります。
- 4月～6月の授業料(保護者負担額)については、令和6年1月に送付した令和5年度就学支援金決定通知書の区分が適用されます。**(年度途中で家計急変があった場合を除く)
※1月に送付済の決定通知書と以下の表を照らし合わせ、各自での確認をお願いします。(お電話でのお問い合わせはなるべく控えてください。)引落とし額は、下の表の**授業料保護者負担額に諸費を加えます。**

3年生 授業料(施設整備費・冷暖房費も含む) 40,000円/月

(単位:円)

【判定の基準】保護者全員の額を合算し市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除(※)の額 ※政令指定都市の場合、3/4を乗じる	授業料から軽減される額	就学支援金(国の制度)	授業料等軽減(県の制度)	授業料保護者負担額(注)
① A区分 0円(非課税)	全額	33,000	6,600	400
② B区分 51,300円未満	全額	33,000	6,600	400
③ C区分 154,500円未満	33,000円	33,000	—	7,000
④ D区分 304,200円未満	9,900円	9,900	—	30,000
⑤ 対象外 304,200円以上	対象外	—	—	40,000

4. 校外教育費内訳

	金額	項目	金額
個人写真代	660	実力テスト	<u>11,560</u>
歯鏡	100	日本スポーツ振興センター	1,620
卒業アルバム	8,140	学習記録手帳	910
卒業証明書	200	予備費	250
Classi利用料	3,960		
芸術鑑賞	600	合計	28,000

- 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。
- 下線部の額は昨年度の所要額を参考とした概算額です。
- 年度末に残金が生じた場合は預り金とし、前年度分と合わせて卒業時に授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

5. 令和6年7月以降の授業料保護者負担額は、令和6年度の課税額により決定されます。

就学支援金の申請は、文部科学省のオンライン申請システム「e-Shien」で保護者が申請し、広島県が個人番号（マイナンバー）により、所得額を把握し決定しますが、**申請方法については6月に改めて案内をします。**

6. その他

年度の途中で家計急変（離婚・再婚・倒産・税の更正等）があった場合には、事務室までご連絡ください。

親権者（保護者）の異動や税額の変更は、広島県に報告が必要です。

＜参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定＞

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。